

青森県報

第八百七十四号

令和七年
二月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (福祉が課い) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 一

公 営 企 業

- 青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札…………… (病院課局) …… 二
- 第二みちのく有料道路のE T C導入に伴う通行料金の変更 (道路公社) …… 五
- 第二みちのく有料道路における自動料金收受システムの利用開始…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年二月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・一・三
共創未来 かつら薬局	青森市小柳六丁目一九の一六	七・二・六
ハッピー調剤薬局青森中佃店	青森市中佃二丁目七の三三	七・二・六
生協訪問看護ステーション八甲	青森市問屋町一丁目一五の一〇	七・三・三

青森県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年二月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・二・一

公 営 企 業

青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年二月十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

1 物品の名称及び購入予定数量

- (一) 重油（令和七年四月分） 十万八千リットル
- (二) 重油（令和七年五月分） 七万二千リットル
- (三) 重油（令和七年六月分） 七万二千リットル
- (四) 重油（令和七年七月分） 九万六千リットル
- (五) 重油（令和七年八月分） 十万八千リットル
- (六) 重油（令和七年九月分） 九万六千リットル
- (七) 重油（令和七年十月分） 七万二千リットル
- (八) 重油（令和七年十一月分） 十万八千リットル
- (九) 重油（令和七年十二月分） 十六万八千リットル
- (十) 重油（令和八年一月分） 十八万リットル
- (十一) 重油（令和八年二月分） 十五万六千リットル
- (十二) 重油（令和八年三月分） 十五万六千リットル

2 規格

日本産業規格 一種二号

3 納入期間

一の1の件名ごとに次に掲げる期間とし、発注者の指定した日に指定した数量を納入すること。

- (一) 令和七年四月一日から同月三十日まで
- (二) 令和七年五月一日から同月三十一日まで
- (三) 令和七年六月一日から同月三十日まで
- (四) 令和七年七月一日から同月三十一日まで
- (五) 令和七年八月一日から同月三十一日まで

- (六) 令和七年九月一日から同月三十日まで
- (七) 令和七年十月一日から同月三十一日まで
- (八) 令和七年十一月一日から同月三十日まで
- (九) 令和七年十二月一日から同月三十一日まで
- (十) 令和八年一月一日から同月三十一日まで
- (十一) 令和八年二月一日から同月二十八日まで
- (十二) 令和八年三月一日から同月三十一日まで

4 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院外来棟三階 青森県病院局運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八三一九

4 提出部数
一部

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院外来棟三階 青森県病院局運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八三一九

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

- (一) 令和七年三月二十五日 午前十一時
- (二) 令和七年四月二十五日 午前十一時
- (三) 令和七年五月二十七日 午前十一時
- (四) 令和七年六月二十七日 午前十一時
- (五) 令和七年七月二十八日 午前十一時
- (六) 令和七年八月二十七日 午前十一時
- (七) 令和七年九月二十九日 午前十一時
- (八) 令和七年十月二十七日 午前十一時
- (九) 令和七年十一月二十八日 午前十一時
- (十) 令和七年十二月二十五日 午前十一時
- (十一) 令和八年一月二十七日 午前十一時
- (十二) 令和八年二月二十七日 午前十一時

2 場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は、免除する。

七 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点第三位以下を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等

令和七年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for Fuel Oil

(JIS Class1, No. 2)

- (1) Fuel Oil for April 2025
Expected quantity of 108,000 liter
- (2) Fuel Oil for May 2025
Expected quantity of 72,000 liter
- (3) Fuel Oil for June 2025
Expected quantity of 72,000 liter
- (4) Fuel Oil for July 2025
Expected quantity of 96,000 liter
- (5) Fuel Oil for August 2025
Expected quantity of 108,000 liter
- (6) Fuel Oil for September 2025
Expected quantity of 96,000 liter
- (7) Fuel Oil for October 2025
Expected quantity of 72,000 liter
- (8) Fuel Oil for November 2025
Expected quantity of 108,000 liter
- (9) Fuel Oil for December 2025
Expected quantity of 168,000 liter
- (10) Fuel Oil for January 2026
Expected quantity of 180,000 liter
- (11) Fuel Oil for February 2026

Expected quantity of 156,000 liter
(12) Fuel Oil for March 2026
Expected quantity of 156,000 liter

2 Delivery period:

- (1) From April 1, 2025 through April 30, 2025
- (2) From May 1, 2025 through May 31, 2025
- (3) From June 1, 2025 through June 30, 2025
- (4) From July 1, 2025 through July 31, 2025
- (5) From August 1, 2025 through August 31, 2025
- (6) From September 1, 2025 through September 30, 2025
- (7) From October 1, 2025 through October 31, 2025
- (8) From November 1, 2025 through November 30, 2025
- (9) From December 1, 2025 through December 31, 2025
- (10) From January 1, 2026 through January 31, 2026
- (11) From February 1, 2026 through February 28, 2026
- (12) From March 1, 2026 through March 31, 2026

雑 報

青森県道路公社公告第一号

第二みちのく有料道路にETCシステムを導入することに伴い、料金の表の備考の
ア及びイを次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七
号)第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和七年二月十日

青森県道路公社理事長 岡 前 憲 秀

一 料金

(通行一台一回につき 単位:円)

区車種分	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等
料金の額	一二〇円	三三〇円	七四〇円	一五〇円

障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定
により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月
二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別
紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)
に、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する
事務所(市町村及び特別区が設置したものに限り。若しくは当該事務所を設置
していない町村又は青森県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込
窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、青森県道路公社が別
に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の
手続きがなされた自動車。なお、当該手続きがなされた自動車についてETC料金
納付を行う場合にあつては、青森県道路公社が別に定めるところにより登録がな

3 Time Limit for tender:

- (1) 11:00a. m. March 25, 2025
- (2) 11:00a. m. April 25, 2025
- (3) 11:00a. m. May 27, 2025
- (4) 11:00a. m. June 27, 2025
- (5) 11:00a. m. July 28, 2025
- (6) 11:00a. m. August 27, 2025
- (7) 11:00a. m. September 29, 2025
- (8) 11:00a. m. October 27, 2025
- (9) 11:00a. m. November 28, 2025
- (10) 11:00a. m. December 25, 2025
- (11) 11:00a. m. January 27, 2026
- (12) 11:00a. m. February 27, 2026

4 Contact point for the notice:

Management division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori City, Aomori 030-8553
JAPAN
TEL 017-726-8319

されたETCカード及び車載器を使用する場合に限り本割引を適用するものとする。また、以下の①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、青森県道路公社が別に定めるものについては、青森県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障がいを持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき青森県道路公社が別に定める者（以下「重度障がい者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障がい者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

(イ) 割引率

割引率は五十%以下とする。

二 実施時期

令和七年三月十日 午前十時

青森県道路公社公告第二号

有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して料金の徴収を行うので、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定により公告する。
なお、ETCシステムを使用した料金の徴収は、東日本高速道路株式会社に委任する。

令和七年二月十日

青森県道路公社理事長 岡 前 憲 秀

一 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する路線名
県道八戸野辺地線（第二みちのく有料道路）

二 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

令和七年三月十日 午前十時

三 ETCシステム利用規程

令和五年三月二十四日付け官報号外第五十九号で公告された東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が定めたETCシステム利用規程による。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭